

秘密保持誓約書

(以下「甲」という)及び(以下「乙」という)で進める商品開発に関連して提供される秘密情報の取り扱いは下記を厳守いたします。

(秘密情報の定義と基本方針)

1. 甲または乙から開示された技術的情報であって、秘密または Confidential または情報取り扱いに対し注意して欲しい旨が、書かれている資料(書類、電子データを格納した電子媒体等の有体物および電子メールを含む)については、善良なる管理者の注意をもって秘密を保持するものとし、書面による相手の承諾なくして、第三者に漏洩しないものとする。

(口頭で示された秘密情報の扱い)

2. 甲または乙から開示された技術的情報であって、口頭で開示され、かつ開示に際し秘密である旨が明示され、開示後 30 日以内に書面またはメールで相手方に対して通知されたもの。

(秘密情報の適用外事項)

3. 前項にかかわらず、次の各号の一に該当することが客観的に立証できる情報は、秘密情報に含まないものとする。
 - 一 相手方から開示を受ける前に既に保有し、または第三者から秘密保持の義務を負うことなく入手していたもの。
 - 二 相手方から開示を受ける前に既に公知または公用となっているもの。
 - 三 相手方から開示を受けた後に当事者の責によらず公知となったもの。
 - 四 相手方から開示を受けた後に、正当な権限を有する第三者から、秘密保持の義務を負うことなく入手したもの。
 - 五 書面により相手方から事前の承諾を得たもの。
 - 六 相手方から開示された秘密情報に基づかず、独自に開発したもの。

(目的外使用の禁止)

4. 本件目的以外に秘密情報を使用しないものとする。

また秘密情報の管理について、取扱い責任者を定め厳重に管理する。

本件目的の範囲を超える目的のために秘密情報の一部または全部を複製してはならない。

相手方から開示された秘密情報に基づいて発明、考案、または意匠の創作、事業

化等をなそうとするときは、甲および乙へ直ちに通知し、権利の帰属、取扱いについて協議を行う。

(損害賠償と処置)

5. 自己の責めに帰すべき事由により秘密情報を漏洩した場合には、相手方に対する損害賠償責任を負い、秘密情報を記載した書類の回収等の適切な処置を講ずるとともに、秘密情報の漏洩を最小限にとどめるよう善後措置に最善を尽くすものとする。

(期間)

6. 前条の規定にかかわらず、本誓約は、誓約日から3年間有効に存続するものとする。

(疑義が生じた場合の協議)

7. 本契約に定めのない事項及び本契約の条項に関し疑義を生じた場合は、協議の上、互譲協調の精神をもってその解決にあたるものとする。

年 月 日

甲 :

印

乙：茨城県守谷市本町 257-1
株式会社セイム
代表取締役 倉持 忠行